

# 神社向け火災保険

令和6年10月改定

ビジネスプロパティ






企業財産総合保険

財産損害リスクに 選べる補償で 最適の備えを!



# 選べる補償を自由に選択！

財産の補償 (財産補償条項) 「財産の補償」とは、保険の対象に生じた損害を補償します。

|                 |                                    | おすすめプラン →   | ワイドプラン                            | ベーシックプラン                              | スリムプラン |
|-----------------|------------------------------------|---|-----------------------------------|---------------------------------------|--------|
| 財産の補償           | 基本補償                               | ① 火災、落雷、破裂・爆発<br><br>事故例<br>火災により、建物が焼失  | ○                                 | ○                                     | ○      |
|                 | 選べる補償                              | ② 風災・雹災・雪災<br><br>事故例<br>台風により、外壁の一部が損傷  | ○<br>実損払                          | ○<br>20万円フランチャイズ払<br>(損害の額が20万円以上の場合) | ○      |
|                 | 選べる補償                              | ③ 水災<br><br>事故例<br>集中豪雨で床上浸水し、壁や床が損傷  | ○<br>浸水条件有 実損払<br>浸水条件無 実損払もあります！ | ○<br>浸水条件有 定率払                        | ×      |
|                 | 選べる補償                              | ④ 盗難、水ぬれ、物体の落下・衝突、騒擾・労働争議等<br><br>事故例<br>盗難により、ドアのカギ穴が損傷<br>枯れ枝が落下して屋根の一部が損傷 | ○                                 | ○                                     | ×      |
|                 | 選べる補償                              | ⑤ 破損・汚損等<br><br>事故例<br>棚をぶつけ、窓ガラスが破損   | ○                                 | ×                                     | ×      |
| 費用の補償           | ⑥ 臨時費用保険金 (10%払)                   |   | ○                                 | ○                                     | ×      |
|                 | ⑦ 残存物取片づけ費用保険金                     |   | ○                                 | ○                                     | ○      |
|                 | ⑧ 修理付帯費用保険金                        |   | ○                                 | ○                                     | ○      |
|                 | ⑨ 失火見舞費用保険金                        |   | ○                                 | ○                                     | ○      |
|                 | ⑩ 地震火災費用保険金 (300万円限度・2000万円限度より選択) |   | ○                                 | ○                                     | ○      |
|                 | ⑪ 看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金 ◀自動セット   |   | ○                                 | ○                                     | ○      |
|                 | ⑫ 安定化処置費用保険金 ◀自動セット                |   | ○                                 | ○                                     | ○      |
| ⑬ 損害防止費用 ◀自動セット |                                    | ○   | ○                                 | ○                                     |        |

○:補償します ×:補償しません

選べる補償 (特約) → P.3 おすすめの追加補償をご紹介します！

地震保険 → P.4 居住用建物または家財には地震保険をセットすることができます！

# 合理的な保険料！

## 保険の対象と保険金額


### 保険の対象

財産の補償では、①～⑧を保険の対象とすることができます。

| 保険の対象     | 具体例   |
|-----------|---|
| ①建物       | 本殿、幣殿、拜殿、神楽殿、参集殿、神輿庫、社務所など                                    |
| ②屋内家財     | 家財道具一式(建物ごとに屋内家財を一括してご契約)                                     |
| ③屋内設備・什器等 | 社務所備品、祭礼用具、太鼓、神輿など(建物ごとに屋内設備・什器等を一括してご契約)                     |
| ④屋外設備・什器等 | 鳥居、燈籠、狛犬、社号標、玉垣など(敷地内に所在する屋外設備・什器等を一括してご契約)                   |
| ⑤屋内商品・製品等 | 屋内で提供販売する商品など(建物ごとに屋内商品・製品等を一括してご契約)                          |
| ⑥屋外商品・製品等 | 屋外で提供販売する商品など(敷地内に所在する商品・製品等を一括してご契約)                         |
| ⑦屋内明記物件   | ②、③、⑤のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの |
| ⑧屋外明記物件   | ④、⑥のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの   |

### 保険金額とお支払いする保険金

保険金額は保険の対象ごとに評価を行い、評価額の範囲内で設定していただけます。

| 保険の対象  | 評価基準 | 保険金額   | お支払いする保険金                                   |
|--|------|--|---|
| ①建物<br>②屋内家財<br>③屋内設備・什器等<br>④屋外設備・什器等       | 新価額  | 新価評価額の範囲内で設定します。<br> <b>例</b> 新価評価額1億円の場合<br>⇒保険金額は1億円までの範囲内で設定                                   | 保険金額を限度に損害の額をお支払いします*。<br>損害の額は、新価額を基準とします。 |
| ⑤屋内商品・製品等<br>⑥屋外商品・製品等<br>⑦屋内明記物件<br>⑧屋外明記物件 | 時価額  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●商品・製品等<br/>仕原価等の最近1年間の平均在庫実績を目安に実態に応じて設定します。ご契約時にご契約期間中の平均在庫高が大幅に減少することが分かっている場合は、予定在庫高で設定します。</li> <li>●明記物件<br/>時価評価額を目安に設定します。</li> </ul> | 保険金額を限度に損害の額をお支払いします*。<br>損害の額は、時価額を基準とします。 |

#### ご注意

万一の事故の際、十分な補償を受けるために、保険金額は評価額いっぱいまで設定することをおすすめします。ただし、評価額を超えて保険金額を設定することはできません。評価額より多く設定された場合も、保険金のお支払いは評価額までとなりますのでご注意ください。

#### 評価基準を変更できます！

#### 時価補償特約

保険の対象①～④の評価基準を新価額から時価額に変更します。

\*補償内容やご契約の条件により、自己負担額(免責金額)および支払限度額の設定があります。実際にご契約いただく保険金額その他のご契約条件は申込書等をご確認ください。

### 自己負担額(免責金額)

自己負担額(免責金額)は、次の **パターン1** から **パターン8** のいずれかで設定していただけます。

| 補償の対象となる事故  | 1事故あたりの自己負担額(免責金額) |       |       |       |       |       |       |       |
|---|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|   | パターン1              | パターン2 | パターン3 | パターン4 | パターン5 | パターン6 | パターン7 | パターン8 |
| 「火災、落雷、破裂・爆発」「風災・雹災・雪災」「水災」<br>「盗難、水ぬれ、物体の衝突等、騒擾・労働争議等」<br>「商品・製品等盗難危険」 | 0円                 | 1万円   | 3万円   | 5万円   | 10万円  | 20万円  | 50万円  | 100万円 |
| 「破損・汚損等」「電氣的・機械的事故」<br>「商品・製品等輸送危険」                                     | 1万円                |       |       |       |       |       |       |       |

# 選べる補償(特約)

## 財産の補償(財産補償条項)

おすすめ! 追加補償をご紹介します!

→ **神社仏閣特約** 神社特有の事故を補償します。屋外設備・什器等とセットでご契約ください。



事故例

境内の樹木が  
台風により倒れた。

### 補償内容

風災等により、敷地内の立木竹が倒木または幹折れとなった場合、その立木竹の取片づけ清掃費用および搬出費用を補償します(1回の事故につき100万円が限度)。

※財産補償では立木竹に生じた損害は補償されませんが、この特約をセットすることで上記の諸費用が補償されます。



事故例

お費銭が  
盗難された。

### 補償内容

屋外設備・装置内に保管している業務用の通貨等に生じた盗難による損害を補償します(1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円が限度)。

## ◆選べる補償&自動セット(P.1)の特約一覧

|       |   |  |  |
|-------|---|--|--|
| 財産の補償 | <b>風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約</b><br>(財産補償条項用) |  | <b>実損払</b> 風災・雹災・雪災により生じた損害を補償します。<br><b>20万円フランチャイズ払</b> 上記の損害による損害の額が20万円以上となった場合に補償します。   |
|       | <b>水災危険補償特約</b><br>(財産補償条項用)            |  | <b>浸水条件無 実損払</b> 水災による損害を補償します。<br><b>浸水条件有 実損払</b> 水災により損害を受け、その損害の状況が特定の条件(P5 ㊸水災㊸)を満たした場合に補償します。<br><b>浸水条件有 定率払</b> 水災により損害を受け、その損害の状況が特定の条件(P5 ㊸水災㊸)を満たした場合に損害の程度に応じて保険金をお支払いします。 |
|       | <b>盗難・水濡れ等危険補償特約</b>                    |  | 盗難、水ぬれ、外部からの物体の衝突等、騒擾・労働争議等により生じた損害を補償します。<br>※商品・製品等の盗難、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。  |
|       | <b>破損・汚損等危険補償特約</b>                     |  | 火災、落雷、破裂または爆発および上記以外の不測かつ突発的な事故により生じた損害を補償します。<br>※自己負担額(免責金額)は1万円(主契約で自己負担額を設定した場合はその額)となります。<br>※明記物件は補償の対象となりません。   |

(注1) 屋外商品・製品等を保険の対象とする場合に補償します。

|               |  | お支払いする保険金の額  |   |
|---------------|--|--|---|
| 費用の補償         | <b>臨時費用補償特約(10%払)</b>                      | 損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、右記の保険金をお支払いします。  | 損害保険金×10%<br>(1事故1敷地内につき、100万円が限度)                      |
|               | <b>残存物取片づけ費用補償特約</b>                       | 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけ費用を補償します。  | 実際に支出した費用<br>(1事故につき、損害保険金×10%が限度)                      |
|               | <b>修理付帯費用補償特約</b>                          | 損害を受けた保険の対象の復旧にあたり必要となる仮修理費用等を補償します。   | 必要かつ有益な費用<br>(1事故1敷地内につき、保険金額×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度) |
|               | <b>失火見舞費用補償特約</b>                          | 火災、破裂または爆発により第三者の所有物に損害が生じたときの見舞費用を補償します。  | 被災世帯数×20万円<br>(1事故につき、保険金額×20%が限度)                      |
|               | <b>地震火災費用補償特約</b><br>(300万円限度型)            | 地震等による火災により保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、その損害の状況が特定の条件(P7 ㊹地震火災費用A)を満たした場合に、右記の保険金をお支払いします。                                      | 保険金額×5%<br>(1事故1敷地内につき、300万円が限度)                        |
|               | <b>看板および電気・ガス・水道設備等修復費用補償特約</b>            | 敷地内または敷地内から100m以内にある看板および敷地内の電気、ガス、水道設備等の損害について自己の費用で修復した場合の費用を補償します。<br>※保険の対象に含まれるものは、この特約の補償の対象となりません(基本補償または選べる補償で補償します。)。 | 実際に支出した費用<br>(1事故1敷地内につき、10万円が限度)                       |
|               | <b>安定化処置費用補償特約</b>                         | 損害が生じた保険の対象のさびまたは腐食の進行防止処置等(損害の発生または拡大を防止するために弊社の指定する災害復旧専門会社が行う処置に限ります。)の費用のうち必要または有益な費用を補償します。                               | 実際に支出した費用<br>(1事故につき、5,000万円が限度)                        |
| <b>損害防止費用</b> | 火災、落雷、破裂または爆発による事故の際に、消火活動のため生じた費用等を補償します。 | 実際に支出した費用  |   |

(注2) 1敷地内につき、保険金額の合計が6,000万円を超える場合にセットすることができます。

# 地震保険

「**居住用建物**」または「**その建物に収容されている家財**」が対象となります。  
「**居住用建物**」の詳細につきましては、取扱代理店までご照会ください。

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊・埋没、流失などの損害は「**ビジネスプロパティ（企業財産総合保険）の財産補償条項**」では補償の対象となりません。「**地震保険**」をあわせてご契約ください。

※地震保険のみをご契約いただくことはできません。

地震が原因の  
火災



地震が原因の  
損壊・埋没など



地震が原因の  
津波・洪水  
などの水害



- **保険の対象**…居住用建物（社員寮、店舗兼住宅など）、居住用建物に収容されている家財（自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類などは除きます。）
- **保険金額**…「**ビジネスプロパティ（企業財産総合保険）の財産補償条項**」の保険金額の30%～50%の範囲内で決めいただけます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は区分所有者ごとに限度額が適用されます。

## 地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引適用の際は、所定の確認資料のコピーのご提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降について適用します。

※割引は重複して適用することはできません。 ※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。

| 割引名(割引率)                               | 割引適用条件   | 必要な確認資料*1(コピー)  |
|--|--|---|
| <b>建築年割引</b><br>10%                    | 昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物であること。                                       | 公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類(建物登記簿謄本、建築確認書等)  |
| <b>耐震等級割引</b><br>等級に応じて<br>10%・30%・50% | 住宅の品質確保の促進等に関する法律、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している建物であること。 | ①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「 <b>建設住宅性能評価書</b> 」、「 <b>共用部分検査・評価シート</b> 」、「 <b>設計住宅性能評価書</b> 」<br>②「 <b>耐震性能評価書</b> 」(耐震等級割引の場合に限ります。)<br>③フラット3Sの適合証明書または「 <b>現金取得者向け新築対象住宅証明書</b> 」<br>④登録住宅性能評価機関が作成した「 <b>技術的審査適合証</b> 」、「 <b>長期使用構造等である旨の確認書</b> 」(免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。)<br>⑤住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるための「 <b>住宅性能証明書</b> 」<br>⑥以下の2つの書類(a.のみの場合は耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。)<br>a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(「 <b>認定通知書</b> 」、認定長期優良住宅であることが確認できる「 <b>住宅用家屋証明書</b> 」、「 <b>認定長期優良住宅建築証明書</b> 」等)<br>b.「 <b>耐震等級</b> 」または「 <b>免震建築物</b> 」であることの確認できる「 <b>設計内容説明書</b> 」等<br>※上記の他、登録住宅性能評価機関が作成した書類のうち、免震建築物であることまたは耐震等級を証明した書類であれば、免震建築物割引または耐震等級割引の確認資料となります。 |
| <b>免震建築物割引</b><br>50%                  | 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。                                       |   |
| <b>耐震診断割引</b><br>10%                   | 地方公共団体等による耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること。                     | ①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号*2)に適合することを地方公共団体等が証明した書類<br>②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書等)   |

\*1 代表的な確認資料となりますので、詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問合せください。

\*2 平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

## お支払いする保険金

| 損害の程度*3 | 認定の基準*3           |              |  |                     | お支払いする保険金の額                  |
|---------|-------------------|--------------|--|---------------------|------------------------------|
|         | 建物                |              | 家財   |                     |                              |
| 全損      | 建物の時価額の50%以上      | 焼失または倒壊した床面積 | 建物の延床面積の70%以上  | 家財全体の時価額の80%以上      | 地震保険保険金額の100%<br>(時価額が限度)    |
| 大半損     | 建物の時価額の40%以上50%未満 |              | 建物の延床面積の50%以上70%未満   | 家財全体の時価額の60%以上80%未満 | 地震保険保険金額の60%<br>(時価額の60%が限度) |
| 小半損     | 建物の時価額の20%以上40%未満 |              | 建物の延床面積の20%以上50%未満   | 家財全体の時価額の30%以上60%未満 | 地震保険保険金額の30%<br>(時価額の30%が限度) |
| 一部損     | 建物の時価額の3%以上20%未満  | 床上浸水         | 全損・大半損・小半損に至らない建物<br>が、床上浸水または地盤面より45cm<br>を超える浸水を受け損害が生じた場合 | 家財全体の時価額の10%以上30%未満 | 地震保険保険金額の5%<br>(時価額の5%が限度)   |

お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12.0兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12.0兆円の割合によって削減されることがあります(2024年4月現在)。

\*3 損害の程度である「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細につきましては、ご契約のしおりをご参照ください。

\*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、その地域に所在する建物または家財については地震保険の新規契約または増額契約はご契約いただけませんのでご注意ください。

## 保険金をお支払いできない主な損害

- ・地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ・地震保険の対象の紛失・盗難の損害 など

## 地震保険料控除制度

|            | 所得税(国税) | 個人住民税(地方税) |
|------------|---------|------------|
| 地震保険料控除限度額 | 5万円     | 2万5千円      |

地震保険の詳細につきましては、「地震保険チラシ」をご参照ください。

# 「神社向け火災保険」の主な補償内容 財産の補償(財産補償条項)

詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。  
実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

●は財産の補償(財産補償条項)をご契約の場合に自動的にセットされます。

●は選べる補償(特約)となります。セットした場合はみ補償されますのでご注意ください。

**補償** 保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)

**基本補償(普通保険約款)**  
火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

次の算式により算出した額(保険金額が限度<sup>(注1)</sup>)をお支払いします(②～⑤(③)◎を除きます。)、④についても同様となります。)

$$\text{損害保険金} = \text{損害の額} - \text{自己負担額(免責金額)}^{(注2)}$$

(注1) 保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。  
(注2) ④⑤イおよびウの「通貨等または預貯金証書の盗難」については、自己負担額は差し引かれません。

| 損害の額の基準  |         | 自己負担額(免責金額)                          |
|----------|---------|--------------------------------------|
| 保険の対象    | 損害の額の基準 | パターン <sup>(注3)</sup> 補償①～④⑩⑪⑰ 補償⑤⑬⑭⑱ |
| 建物       | 新価額     | パターン1 0円                             |
| 屋内家財     |         | パターン2 1万円                            |
| 屋内設備・什器等 |         | パターン3 3万円                            |
| 屋外設備・什器等 |         | パターン4 5万円                            |
| 屋内商品・製品等 | 時価額     | パターン5 10万円                           |
| 屋外商品・製品等 |         | パターン6 20万円                           |
| 明記物件     |         | パターン7 50万円                           |
|          |         | パターン8 100万円                          |

(注3) ②③をセットする場合は、パターン1のみとなります。

**② 風災・雹災・雪災**

**① 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(実損払)(財産補償条項用)**  
台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故もしくは雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

**② 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(20万円フランチャイズ払)(財産補償条項用)**  
上記①に記載の損害に対して、その損害の額が20万円以上となった場合に損害保険金をお支払いします。

**③ 水災**

**① 水災危険補償特約(浸水条件無・実損払)(財産補償条項用)**  
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

**② 水災危険補償特約(浸水条件有・実損払)(財産補償条項用)**  
上記①に記載の損害に対して、その損害の状況<sup>(注1)</sup>が次のア～エのいずれかに該当する場合に損害保険金をお支払いします。

| 保険の対象                | 損害の状況   |
|----------------------|---|
| 建物<br>屋内家財           | ア 損害の額が新価額 <sup>(注2)</sup> の30%以上となった場合   |
|                      | イ アに該当しない場合で、保険の対象である建物または保険の対象である屋内家財を収容する建物が、床上浸水 <sup>(注3)</sup> または地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合 |
| 屋内設備・什器等<br>屋内商品・製品等 | ウ 保険の対象を収容する建物が、床上浸水 <sup>(注3)</sup> または地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合                                |
| 屋外設備・什器等<br>屋外商品・製品等 | エ 保険の対象の所在する敷地内が、地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合   |

**③ 水災危険補償特約(浸水条件有・定率払)(財産補償条項用)**  
上記①に記載の損害に対して、その損害の状況<sup>(注1)</sup>が、次のア～オのいずれかに該当する場合に次の「お支払いする損害保険金の額」をお支払いします。

| 保険の対象      | 損害の状況  | お支払いする損害保険金の額  |
|------------|--|--|
| 建物<br>屋内家財 | ア 損害の額が新価額 <sup>(注2)</sup> の30%以上となった場合  | 損害額×70%－自己負担額(免責金額)<br>(保険金額 <sup>(注5)</sup> が限度)              |
|            | イ アに該当しない場合で、保険の対象である建物または保険の対象である屋内家財を収容する建物が、床上浸水 <sup>(注3)</sup> または地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、損害の額が新価額の15%以上30%未満となった場合 | 保険金額 <sup>(注5)</sup> ×10%－自己負担額(免責金額)<br>(1事故1敷地内につき、200万円が限度) |

保険金をお支払いできない主な場合・損害など

**すべてに共通の事項**  
(財産補償条項共通)

- ・ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ・保険金を支払うべき事故の際における保険の対象の紛失または盗難による損害
- ・戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ・核燃料物質等によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の事故による損害
- ・次のいずれかに該当する損害
  - ア 保険の対象の欠陥
  - イ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、スケールの進行または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
  - ウ ねずみ食い、虫食い等
- ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

など

**② ① 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約**

- ・建物または屋外設備・装置の内部への風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、風災、雹災、雪災の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。))が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。
- ・保険の対象である営業用ゴルフネットおよびこれを設置するためのポールに生じた損害

**③ ③ 水災危険補償特約(浸水条件有・定率払)**  
この特約において、次の特約の費用保険金はお支払いの対象となりません。

- ・臨時費用補償特約(10%払)
- ・残存物取片づけ費用補償特約
- ・修理付帯費用補償特約

|                      |   |   |   |                                 |
|----------------------|---|---|---|---------------------------------|
| 建物<br>屋内家財           | ウ | アおよびイに該当しない場合で、保険の対象である建物または保険の対象である屋内家財を収容する建物が、床上浸水 <sup>(注3)</sup> または地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、損害の額が新価額の15%未満となった場合 | 保険金額 <sup>(注5)</sup> ×5%<br>-自己負担額(免責金額)<br>(1事故1敷地内につき、100万円が限度) | イからオまでの合計額は、1事故1敷地内につき、200万円が限度 |
| 屋内設備・什器等<br>屋内商品・製品等 | エ | 保険の対象を収容する建物が、床上浸水 <sup>(注3)</sup> または地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合  |   |                                 |
| 屋外設備・什器等<br>屋外商品・製品等 | オ | 保険の対象の所在する敷地内が、地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合   |   |                                 |

(注1) 損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋内家財、屋内設備・什器等または屋内商品・製品等であるときはこれを収容する建物ごとに、保険の対象が屋外設備・什器等または屋外商品・製品等であるときは敷地内ごとに、それぞれ行います。

(注2) 明記物件の場合は時価額とします。

(注3) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注4) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注5) 保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。

**盗難・水濡れ等危険補償特約**

次の①～④の事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

**① 盗難により保険の対象(屋内商品・製品等および屋外商品・製品等を除きます。)について生じた盗取、損傷または汚損**

次のア～ウに該当する場合、限度額が設定されます。

| 項目   | お支払いする損害保険金の額(限度額)     |   |
|--|------------------------|---|
| ア 明記物件の盗難                                      | 1事故1個または1組ごとに、100万円が限度 |   |
| イ 建物内における生活用の通貨等または預貯金証書の盗難(保険の対象が屋内家財の場合)     | 通貨等                    | 1事故1敷地内につき、20万円が限度                          |
|  | 預貯金証書                  | 1事故1敷地内につき、200万円または屋内家財の保険金額のいずれか低い額が限度     |
| ウ 建物内における業務用の通貨等または預貯金証書の盗難(保険の対象が屋内設備・什器等の場合) | 通貨等                    | 1事故1敷地内につき、30万円が限度                          |
|  | 預貯金証書                  | 1事故1敷地内につき、300万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度 |

(注) 通貨等のうち小切手、手形、乗車券等または預貯金証書の盗難による損害については、次の事実がすべてあったことが補償の条件となります。

**小切手**

- 盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。
- 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。

**手形**

- 盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。
- 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。
- 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払がなされたこと。

**乗車券等**

盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと(宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出たこと)。

**預貯金証書**

- 盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

**② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれ**

- ア. 給排水設備に生じた事故
- イ. 被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故

**③ 外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触**

**④ 騒擾・労働争議等**

**④ 盗難・水濡れ等危険補償特約**

- ・被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
- ・自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難による損害
- ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、盗難や外部からの物体の衝突等により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等)をいいます。)が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。

**④ 盗難・水濡れ等危険補償特約(①イおよびウ)**

この特約において①イおよびウに該当する盗難は、次の特約の費用保険金はお支払いの対象となりません。

- ・臨時費用補償特約(10%払)
- ・残存物取片づけ費用補償特約
- ・修理付帯費用補償特約
- ・看板および電気・ガス水道設備等修復費用補償特約
- ・安定化処置費用補償特約

**④ 盗難・水濡れ等危険補償特約(②)**

給排水設備自体に生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いできません。

●は財産の補償(財産補償条項)を契約の場合に自動的にセットされます。●は選べる補償(特約)となります。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。

補償  
5 破損・汚損等  
6 臨時費用  
7 残存物取片づけ費用  
8 修理付帯費用  
9 失火見舞費用  
10 地震火災費用

保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)

破損・汚損等危険補償特約

①～④の事故に該当しない不測かつ突発的な事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

臨時費用補償特約(10%払)

①～⑤(③◎、④▲イおよびウを除きます。)、⑭、⑰または⑱の事故により、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して、費用保険金をお支払いします。

次の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{損害保険金} \times 10\% \quad (1 \text{ 事故} 1 \text{ 敷地内につき、} 100 \text{ 万円が限度})$$

残存物取片づけ費用補償特約

①～⑤(③◎、④▲イおよびウを除きます。)、⑭、⑰または⑱の事故により、損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して、費用保険金をお支払いします(1事故につき、損害保険金×10%が限度)。

修理付帯費用補償特約

①～⑤(③◎、④▲イおよびウを除きます。)、⑭、⑰または⑱の事故により、損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の復旧にあたり原因調査費用、仮修理費用等が発生したときは、その費用のうち弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に対して、費用保険金をお支払いします(1事故1敷地内につき、保険金額<sup>(注)</sup>×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)。

(注)保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。

失火見舞費用補償特約

保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)が生じた場合の見舞金等の費用に対して、費用保険金をお支払いします。

次の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{被災世帯数} \times 20 \text{ 万円} \quad (1 \text{ 事故につき、事故が生じた敷地内の保険の対象の合計保険金額}^{(注)} \times 20\% \text{ が限度})$$

(注)保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。

①地震火災費用補償特約(300万円限度型)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険の対象に次の損害が生じた場合に臨時に生じる費用に対して、費用保険金をお支払いします。

| 保険の対象       | 損害の状況   |
|-------------|---|
| ア 建物        | 建物が半焼以上となったとき   |
| イ 屋内家財      | 屋内家財を収容する建物が半焼以上となったとき、またはその屋内家財が全焼となったとき   |
| ウ 屋外設備・装置   | 火災による損害の額が、屋外設備・装置の新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき  |
| エ 屋内家財以外の動産 | 保険の対象を収容する建物が半焼以上となったとき、または保険の対象を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき |

次の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{保険金額}^{(注)} \times 5\% \quad (1 \text{ 事故} 1 \text{ 敷地内につき、} 300 \text{ 万円が限度})$$

(注)イの屋内家財に明記物件が含まれる場合は、屋内家財の保険金額にその明記物件の保険金額を加算した額とし、ウの屋外設備・装置のときは屋外設備・什器等の保険金額をいいます。保険金額が新価額(保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件の場合は時価額)を超える場合は新価額(保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件の場合は時価額)とします(②についても同様となります)。

②地震火災費用補償特約(2000万円限度型)

上記①に記載の損害が生じた場合に臨時に生じる費用に対して、費用保険金をお支払いします。

次の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{保険金額} \times 5\% \quad (1 \text{ 事故} 1 \text{ 敷地内につき、} 2,000 \text{ 万円が限度})$$

保険金をお支払いできない主な場合・損害など

5 破損・汚損等危険補償特約

- ・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故による損害
- ・設計・材質・製作の欠陥による損害
- ・電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- ・楽器に生じた弦(ピアノ線を含みます。)のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害
- ・保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による損害
- ・明記物件に生じた損害
- ・携帯電話等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品に生じた損害
- ・ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン等およびこれらの付属品に生じた損害
- ・切削、研削、研磨のための工具その他これらに類する物に生じた損害
- ・保険の対象である動物または植物に生じた損害
- ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、不測かつ突発的な事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。

など

「建物が半焼以上となったとき」とは

建物の主要構造部の火災による損害の額がその建物の新価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積の割合がその建物の延べ床面積の20%以上となったときをいいます。

「屋内家財が全焼となったとき」とは

屋内家財の火災による損害の額が新価額の80%以上となったときをいいます。この場合における屋内家財には明記物件は含まれません。



**看板および電気・ガス・水道設備等修復費用補償特約** ◀自動セット

①～⑤(④A)イおよびウを除きます。)または⑭の事故(保険契約で補償の対象となる事故に限ります。)により、事業の用に供する次に掲げる物が損害を受け、自己の費用で現実にそれらを修復した場合は、それらの物を保険の対象とみなし、復旧するために必要な修復費用に対して、費用保険金をお支払いします。

ア.敷地内または敷地内から100メートル以内にある看板(建物または屋外設備・装置に固着する看板および移動式の看板を含みます。)。ただし、保険の対象に含まれるものを除きます。

イ.敷地内の屋外設備・什器等のうち、電気、ガス、熱、水道、空調設備または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線もしくは電灯またはポール。ただし、保険の対象に含まれるものを除きます。

次の算式により算出した額をお支払いします。

$$\frac{\text{看板および電気・ガス・水道設備等修復費用の額}}{\text{自己負担額(免責金額)}} \times \text{自己負担額(免責金額)}$$

(1事故1敷地内につき、10万円が限度)

(注)自己負担額については①をご参照ください。

**安定化処置費用補償特約** ◀自動セット

①～⑤(④A)イおよびウを除きます。)または⑭の事故(保険契約で補償の対象となる事故に限ります。)により、損害が生じた保険の対象のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の安定化処置(注1)の費用のうち必要または有益な費用に対して、費用保険金をお支払いします(注2)(1事故につき、5,000万円が限度)。

(注1)損害の発生または拡大を防止するために行う処置で、弊社の指定する災害復旧専門会社が行った処置が対象となります。

(注2)安定化処置実施後、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復した場合は修理費の一部として財産補償条項(普通保険約款または各特約)により損害保険金をお支払いしますが、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復せず、新品交換を行った場合は、その安定化処置費用に対してこの特約により安定化処置費用保険金としてお支払いします。

◀自動セット

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用をお支払いします。

実際に負担した次の費用をお支払いします。

- ア.消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- イ.消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用
- ウ.消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

**① 電気的・機械的の事故補償特約(限定型)**

電気的・機械的の事故により、保険の対象(注)に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

(注)建物、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等を保険の対象としている場合、この特約に定める機械、設備または装置となります。

**② 電気的・機械的の事故補償特約(包括型)**

電気的・機械的の事故により、保険の対象(注)に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

(注)建物、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等を保険の対象としている場合、建物に付属する機械、設備または装置(保険の対象が建物の場合)、屋内設備・什器等、屋外設備・什器等となります。

**時価補償特約**

この特約により、①の「損害の額の基準」および他の補償に新価額とあるのを、時価額に変更します。

| 保険の対象                              | 損害の額の基準 |
|------------------------------------|---------|
| 建物<br>屋内家財<br>屋内設備・什器等<br>屋外設備・什器等 | 時価額     |

**業務用通貨・預貯金証書等盗難危険拡張補償特約**

盗難・水濡れ等危険補償特約をセットしている場合に付帯することができます。

業務用の通貨等または預貯金証書の盗難による損害に対して、④Aウで定める限度額を引き上げます。

- ・業務用の通貨等  
1事故1敷地内につき、100万円が限度
- ・業務用の預貯金証書  
1事故1敷地内につき、1,000万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度

**⑭ 電気的・機械的の事故補償特約** ①限定型 ②包括型

**【①限定型 ②包括型 共通】**

- ・電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- ・保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による損害
- ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、電気的・機械的の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。

など

**【②包括型のみ】**

- ・楽器に生じた弦(ピアノ線を含みます。)のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害
- ・明記物件に生じた損害
- ・携帯電話等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品に生じた損害
- ・ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン等およびこれらの付属品に生じた損害
- ・切削、研削、研磨のための工具その他これらに類する物に生じた損害
- ・保険の対象である動物または植物に生じた損害

など

**神社仏閣特約**

保険の対象が屋外設備・什器等である場合において、次の損害を被った場合に保険金をお支払します。

- ① 屋外設備・装置内に保管している業務用の通貨等<sup>(注1)</sup>に生じた盗難による損害
- ② 次のいずれかの事故により敷地内の立木竹に倒木または幹折れの損害が生じたときは、それぞれの事故によって損害を受けた立木竹の残存物片づけに必要な費用
- ① 火災、落雷、破裂・爆発
  - ② 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)
  - ③ 雹災
  - ④ 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)
  - ⑤ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
- (注1) 通貨、小切手、印紙、切手、電子マネー<sup>(注2)</sup>、有価証券、手形、プリペイドカード、商品券および乗車券等
- (注2) 通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。

**⑰ 神社仏閣特約**

この特約において④に該当する盗難は、自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械に収容される業務用の通貨等はお支払いの対象となりません。

この特約において「保険金をお支払いできない主な場合・損害など」の「すべてに共通の事項」に規定する損害による倒木除去費用に対してはお支払の対象となりません。

**⑰ 神社仏閣****⑱ 代位求償権不行使****代位求償権不行使特約**

損害が生じたことにより被保険者が取得した権利を弊社が取得した場合でも、ご契約者から反対の意思表示がないかぎり、弊社は、これを行使しないものとします。

※ 第三者の故意または重大な過失によって生じた損害に対して保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。

ご契約条件により自動的にセットされるその他の特約

- 不正アクセス等対象外特約 ■ 保険の対象の範囲および補償に関する特約 ■ 商品・製品等の契約終了に関する特約 ■ ボイラ等破裂・爆発損害補償特約  
■ 共同保険に関する特約 ■ 保険の対象の返還または請求に関する特約(地震保険用) など

# 保険期間、保険料のお支払方法

## 保険期間

**ビジネス  
プロパティ**  
(企業財産総合保険)

1年契約、短期契約、長期契約(5年まで)  
また、最長5年まで1年間ずつ自動的に継続する方式(1年自動継続方式)を選択することも可能です\*。

### 1年自動継続割引

1年自動継続方式でご契約いただいた場合、1年毎に更改手続を行ってご契約を継続するよりも、**3%割引**となります。

※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。  
※地震保険には割引は適用されません。

毎年のお手続が  
不要です!

\*自動継続方式は、ご契約内容によってお取扱いできない場合があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

## 地震保険

▶▶ 1年～最長5年間

## 保険料のお支払方法

以下のお支払方法をご用意しています。

※1年自動継続方式は、口座振替、クレジットカード払のみとなります。その他、ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

### ● 口座振替

お客さまご指定の口座からの引落

一時払 分割払\*1 長期年払\*2

### ● コンビニ払

コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局で、「払込票」によるお支払

一時払

### ● クレジットカード払

携帯端末で二次元コードを読み取り、登録したカードでお手続

一時払 分割払\*1 長期年払\*2

### ● 請求書払

「請求書」による弊社指定口座へのお振込

一時払

※保険料が30万円以下の場合にご利用いただけます。

上記のお支払方法以外に ● **現金(一時払・分割払)** によるお支払も可能です。

#### \*1 分割払について

- 分割払は、1年契約の分割12回払のみとなります。
- 地震保険は右記の割増がかかります。

| 払込方法 | 地震保険 |
|------|------|
| 口座振替 | 5%   |
| 現金   | 6%   |

#### \*2 長期年払について

- 保険期間が2～5年の場合に、ご契約の保険料を1年毎にお支払いいただく方法です。

見たいときにいつでも見られる!  
ペーパーレスでエコに貢献!

..... 保険約款はインターネットで .....

約款はインターネットでご提供します。

詳しくは  
<https://www.net-yakkan.com/>



※インターネット環境がないお客さまのために、紙約款もご用意しています。紙約款を希望される場合は、取扱代理店または弊社にお問合せください。  
※インターネット約款、紙約款の別を問わず、証券は紙の証券をお届けします。

..... ご契約内容に変更が生じた場合・事故が発生した場合 .....

## 必ずご連絡ください

### ご契約内容に変更が生じた場合

ご契約内容に変更が生じた場合で、遅滞なく通知いただけないときは、保険金をお支払いできなかったり、保険契約を解除させていただくことがありますので、必ず弊社までご連絡ください。

ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または弊社までご連絡ください。  
休日などご連絡がつかないときは、日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡ください。

変更の内容によっては、ご契約を解約いただく場合や、他の火災保険にご加入いただく場合がございます。

**日新火災テレフォン  
サービスセンター**

**フリーダイヤル 0120-156-932 までお電話を!**

【受付時間: 9:00~18:00(平日)、9:00~17:00(土日・祝日)】

### 事故が発生した場合

日新火災事故受付センターでは、お客さまから事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。全国の拠点到駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

事故受付は、  
日新火災事故受付センター ▶

**日新火災事故受付センター**  
24時間・365日受付

**フリーダイヤル 0120-232-233**

告知義務・通知義務等

**告知義務** ご契約を締結いただく際に、ご契約者または被保険者には、告知事項(申込書に★印または☆印で示した事項となります。)について弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただきますことや保険金をお支払いできないことがあります。

\*告知事項は申込書等でご確認ください。 \*ご契約内容により告知事項は異なります。

**通知義務等** ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の①または②の事項(通知事項)に変更が生じた場合に、弊社にお申出いただく義務(通知義務)があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更が生じた場合には、遅滞なくご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。③の事由が発生する場合には、あらかじめ取扱代理店または弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に保険の対象を譲渡された場合は、その事実が発生した時に保険契約は失効します。

財産の補償(財産補償条項) ①保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造・用途の変更 ②保険の対象の他の場所への移転  
③保険の対象または営業の譲渡・売却 など

重複する契約

保険の対象となる建物および設備・什器等において、既に他の保険契約・共済契約にご加入の場合は、必ず事前にお申出ください(重複すると十分な補償が得られない場合や保険金をお支払いできない場合があります。)。また、特約火災にご加入されている場合は、ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)にご加入できませんのでご注意ください。

事故が発生した場合

**事故のご通知** 事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 など

保険金の請求および保険金のお支払時期

保険金の請求に必要な書類等

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

- ①保険金請求書
- ②登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類
- ③保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④被害が生じた物の価額を確認できる書類(領収証等)、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類
- ⑤残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類 など

保険金をお支払いする時期

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則としてその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 など

賠償責任保険金のお支払

事故によって、被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、保険金が優先的に支払われる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合を除き、原則として被害者に直接保険金をお支払いします。

保険金をお支払いした後のご契約(ご契約または特約の失効)

財産の補償(財産補償条項)については、損害保険金のお支払い額が1回の事故で保険金額の100%以上の場合は、ご契約は損害発生時に終了します。地震保険については、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、地震保険契約は損害発生時に終了します。

その他の注意事項

- \*このパンフレットは「ビジネスプロパティ」のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書等に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。
- \*特殊包括契約および休業補償(利益補償方式・営業継続費用補償方式)に関する特約をセットする契約については、企画書等もご参照ください。
- \*保険金請求状況や業種または個別のリスク状況などによっては、ご契約をご継続いただけないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- \*弊社はお預かりしたお客さまの個人情報を適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。
- \*保険料は、保険の対象、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・職業区分等によって決まります。実際にご契約される保険料については、申込書等でご確認ください。
- \*保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでご確認ください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご照会ください。
- \*保険期間が1年を超えるご契約につきましては、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。
- \*複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合には「共同保険に関する特約」に基づき、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代行業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

0120-232-233 24時間・365日

保険のご相談

日新火災  
テレフォンサービスセンター

0120-156-932 9:00~18:00(平日)  
9:00~17:00(土日祝)

代理店

有限会社 村上(村上代理店)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10  
TEL 03-6447-5455 FAX 03-6447-5456

保険の相談・事故のご連絡

フリーダイヤル 0120-280-010  
メールアドレス info@murakami-hoken.co.jp



村上代理店HP